

みんなのギカイ

3月議会の内容をわかりやすくお知らせします

♪ 榛原中学校吹奏楽部のみなさん ♪

3月9日に開催された宇陀シティマラソンにおいて
素晴らしい演奏でオープニングを飾っていただきました。



● 3月定例会 ●

宇陀市のこんなことが 決まりました

3月定例会 3月4日～3月21日
今回の議案は

市長提出議案……	38件
専決処分の部……	1件
条例の部………	15件
予算の部………	13件
その他の部………	5件
人事の部………	4件
議員提出議案……	4件
請願………	2件

今号ではこの中から7つを **Pick up**

全ての議案名と結果は宇陀市ホームページ
をご覧ください。か、議会事務局へお問い合わせ
下さい。

Pick up 1

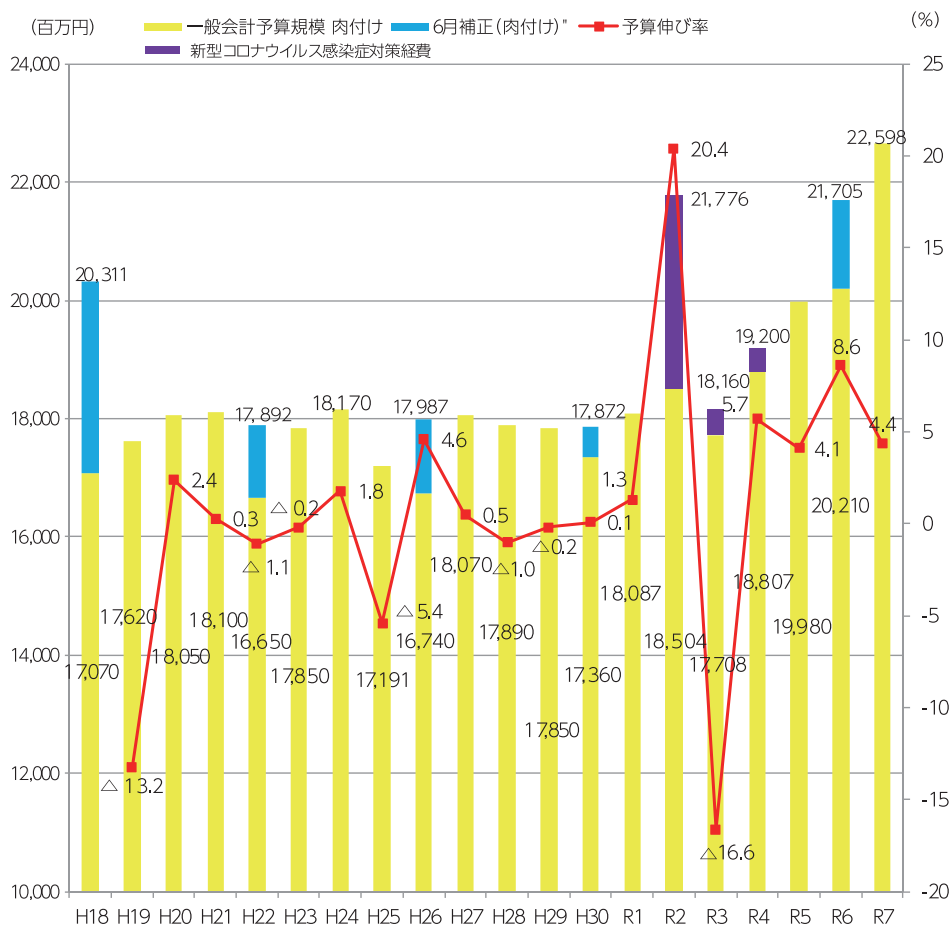
令和7年度予算が修正可決しました
一般会計予算は225億9895万円

〈議案第20号〉令和7年度宇陀市一般会計予算案

令和7年度当初予算は、宇陀市誕生20周年を折り返し点として、これからの20年にむけて、すべての市民が安心・安全に暮らすことができる「持続可能性自治体」として、新たな時代を創生していくための「スタートアップ予算」と位置づけられ提案されました。

- ① 健全な行財政の確保
 - ② 激甚災害への備え
 - ③ こどもまんなか社会の実現
 - ④ 働く場所の確保など経済の活性化
 - ⑤ 元気人口の増加
 - ⑥ 地域の絆・賑わいづくり
- が重点事業として挙げられています。なお、提案時の226億5千万円は前年比9億4500万円増の過去最高額になりました。議会はこれの予算のうち榛原幼稚園の学童施設への転換のための工事設計費、榛原小学校の改修工事設計費、合計4600万円を減額する修正を行いました。

一般会計予算規模等の推移



榛原小学校改修事業、榛原幼稚園跡地活用事業（放課後児童健全育成事業）の2事業を認めず、減額修正しました

減額修正に賛成の意見

榛原地域の小学校3校を令和9年度に榛原小学校1校へ統廃合する「学校適正化基本計画」に伴い、学級数増加や学童再編への対応として予算が計上されました。しかし、設計費だけで小学校に900万円、幼稚園跡地活用に3700万円が必要であり、改修費も多額となります。

一方で、榛原地域の児童数は今後急減し、3～4年後には地域全体の児童数が現在の榛原小学校1校分に相当すると予測されています。将来的に不要となる施設や教室を今新設することは、税金の適正な使い方とは言えません。

さらに、統廃合についても保護者や地域住民の合意形成と市議会での審議が不十分であり、決定は拙速であると考えます。

減額修正に反対の意見

榛原地域の小学校を統合することは、「学校適正化基本計画」を作る過程でも議論され方向性が打ち出されています。統合を進めるのであれば、榛原地域の中心にある榛原小学校への統合は合理的であると考えます。

また、榛原小学校は老朽化が進んでおり、洋式トイレへの更新と省電力化を図るため照明のLEDへの置き換えも今回の改修工事で予定されています。教育環境の整備は確実に進めていく必要があります。

今回の予算には有利な財源である合併特例債を充てていますが、令和7年度が期限のため、今、予算を認めなければ充てることが難しくなります。令和9年度の小学校統合に向けて事業は進めていくべきではないでしょうか。

こんな質問が出ました

プレミアムハッピー商品券発行事業（2700万円）

商品券の購入申し込みが往復はがきのみとなっているのはなぜでしょうか。

今までも往復はがきで受付をしておりましたので、今回も同じようにする予定です。

奈良市や生駒市などでは、スマートフォンで申し込みが可能です。手作業での抽選は手間がかかりすぎます。革新的な自治体運営を目指すなら、改善すべきではないでしょうか。

A 検討してまいります。

美榛苑修繕事業（1150万円）

今回の予算1100万円は、設計費用だけででしょうか。美榛苑は、かなり老朽化していますが、長期的な見通しはあるのでしょうか。

A 今回は雨漏り対策として屋根改修の設計費を計上しています。改修には相応の費用が見込まれます。大規模改修も検討中ですが、物価高騰で想定以上の費用が見込まれ、現時点では判断を保留しています。

道路改良等事業「市道下井足7号線」（1億2180万円）

Q 地元要望はありましたか。榛原ごども園に出入りする車が増えるので出口に通ずる道路の拡幅という要素もあると思いますが、地元の方から拡幅工事の不安も訴えられています。理解を得るための説明が不可欠ではありませんか。

A 地元要望はありませんが、理解を得ながら進めたいと考えています。過去5年間で交差点事故は5件発生し負傷者もあり、道路改良工事は必要だと考えます。

令和7年度
宇陀市一般会計予算に対する附帯決議

市道下井足7号線道路改良工事の測量設計業務委託、市道改良工事については、工事区間の隣接班、及び地元自治会の合意を得た後、議会に説明し協議を行い、予算を執行すること。

賛成の意見

近隣住民から反対の要望書が提出される状況で工事を進めることは難しいのではないのでしょうか。地元自治会、隣接班の理解を得たうえで事業を進めるべきです。

反対の意見

事故が何度も起きている交差点と道路を改良することは必要です。地域の合意は一定必要であると思いますが、公共の福祉を大切にすべきではないのでしょうか。

令和7年度

市立病院事業特別会計予算に対する附帯決議

宇陀市立病院における電子カルテの調達に際し、財政負担の抑制を図るため、以下の事項を求める。

- ・コスト削減策を最大限講じること。
- ・契約後、丁寧な議会へ報告すること。
- ・次期更新に向け調査・研究を続けること。

Q 平成30年の電子カルテ導入時は4億2千万円でしたが、更新を行う今回は約8億円で費用が跳ね上がっています。なぜこんなに高額になったのですか。

A 世界的なコスト上昇が影響しています。電子カルテのサポートは令和8年3月末で終了します。予算が認められなければ、4月以降は使用できなくなります。

Pick up 2

企業版ふるさと納税基金が 新設されます

宇陀市では、「企業版ふるさと納税」により、企業からいただいた寄付金を次年度に繰り越すための条例がなかったため、年度内に終了しない継続事業や年度末にいただく寄付金については繰り越しできない状態にありました。

そこで、この問題を解消する条例を制定することにより、企業版ふるさと納税でいただいた寄付金を翌年度以降の事業に充当することができるようになります。

こんな質問が出ました

Q これまでの企業版ふるさと納税の件数と寄付金について伺います。

A 令和3年度は、4件で240万円、令和4年度は、5件で1159万円、令和5年度は、6件で1320万円です。また令和6年度の見通しとしましては、16件で現在のところ、8497万5千円を見越しています。

Q 積み立てた基金は、どのような事業に活用できますか。

A 宇陀市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて行われる事業の財源として活用することができま

Pick up 3

宇陀市中小企業・小規模企業振興条例が制定されました

この条例は、市内の中小企業者や小規模企業者などの振興に係る基本方針や、基本的な施策などに必要な事項を規定しています。

基本方針では、中小企業や小規模企業の振興について、地域に活力をもたらすことを目指しています。

そのため、中小企業者や小規模企業者自身の創意工夫や自主的な努力を尊重しながら、国や県、関係機関と連携し、その協力を得て進めていくこととしています。また、市民・事業者・市が一体となって、地域の特性に応じた施策を推進していくことを基本としています。

こんな質問が出ました

Q この条例における市の役割について伺います。

A これまでも中小企業などの各事業者と市は、連携しながら様々な事業を進めています。さらにこの条例を基に、民間の企業と市が密接な連携を図り、市の発展につながるような事業を進めたいと考えています。そのため、定期的な情報交換の機会を設けていきます。

Q 市内の中小企業者数は、把握できていますか。

A 中小企業者・小規模事業者は、1190事業所あり、従業員数は、8320人です。

Pick up 4

宇陀市公共建築物整備基金を新設します

宇陀市では、ファシリティマネジメント（施設や建物、設備などの固定資産を最適化し、総合的かつ戦略的に管理する業務）の推進に取り組んでいます。しかしその中で、限られた財源、老朽化が進む公共施設、市民の理解と協力の確保など、さまざまな課題に直面しています。

特に大きな課題となっているのが財源の確保です。

市の方針として「施設の修繕や更新に備え、公共建築物整備基金への積立を計画的に行い、財源を確保する」と掲げており、この方針に基づき、今回新たに基金を設置します。この基金は、将来的に必要な公共建築物の整備に備え、未活用財産の売却益などを積み立てることで、安定した財源確保を図るものです。

こんな質問が出ました

Q 現存する公共施設にかかる更新費用や、積立計画について伺います。

A 平成29年3月に出された「公共施設等総合管理計画」によると、令和3年から令和12年の10年間で約264億円の更新費用が必要となり、1年平均では約26億4千万円となります。

また、この総合管理計画は、令和9年3月に改定する予定で、施設の数や取り巻く環境も大きく変化していることから、計画を見直し、十分精査した上で議会に説明いたします。

〈議案第13号〉宇陀市保健センター条例の一部改正について

Pick up 5

「うだ健幸プラザ」が
オープンします

保健センターがめく森の郷からサンクシティ2階へ
移転します。

4月より「うだ健幸プラザ」に保健センター、医療介
護あんしんセンター、権利擁護センターの3つの部署
が設置されます。

こんな質問が出ました

Q 何名の職員体制になりますか。

A 事務室は46名で執務できるような形になっていま
すが、現在のところ31名でのスタートとなります。
令和8年度に健康増進課の職員の一部が移動する
予定です。

Q お仕事などで平日に相談に行けない方のために、
休日の相談窓口開設を早急に考えていただけませ
んか。

A 医療機関や関係機関も土日が休みですが、商業施
設にプラザがあるため、月に1回でも休日相談日
が必要であると考えています。プラザ開設後、様々
な整備が整い次第、検討を進めます。

〈議案第17号〉宇陀市病院事業の設置等に関する条例の
一部改正について

Pick up 6

宇陀市立病院内科系の
診療科を新たに3つ
ひようぼう
標榜します

標榜とは、病院が看板やホームページなどに診療科名
を掲げること、現在市立病院では16の診療科を標榜
しています。内科系においては「内科」「循環器内科」
「消化器内科」の3科を標榜していましたが、これに
加え既に内科において診療を行っている「腎臓」「呼吸
器」「感染症」の各疾患分野においても、改めて内科か
ら標榜分けをします。

こんな質問が出ました

Q なぜ新たに3科を標榜するのですか。

A 新院長の方針に加えて、他の医療機関、救急隊など
から、適切な診療のためには標榜をしておくべき
ではないかという意見があり、院内で検討し、決
定しました。

Q 新たに標榜予定の各科の患者数は把握されていま
すか。

A 令和6年4月から令和7年1月までの患者数は延
べ人数で、腎臓内科1804名、呼吸器内科18
7名、感染症内科545名、腎臓内科の透析につ
きましては6175名の患者様に来院していただ
いています。

〈請願第1号〉榛原就学前施設等について、
計画・設計の見直しを求める請願書

Pick up 7

「榛原就学前施設等につい
て、計画・設計の見直しを
求める請願書」が採択され
ました

同施設建設予定地近隣の住民有志から、周辺地域への
説明が十分ではなく、浸水や交通等に不安があり、防
災・安全が確保できるように設計の見直しや、それが
担保できるまで工事の一時停止を求める請願が提出
されました。福祉文教常任委員会が審議が行われ、委
員会採決では賛成少数で否決されましたが、本会議最
終日の採決では賛成多数で可決・採択されました。

賛成の意見

説明会の広報が不十分だったこと、また基本設計等
を近隣に伝えず事業を進めた不適切さを市は認めて
います。さらに、ごども園の1mの高上げ等により地
域の災害が増悪する可能性があります。以上より、近
隣住民への十分な説明と対応が不可欠で、地域の防
災・安全を求めた計画・設計の変更を求めるこの請願
は認められるべきと考えます。

反対の意見

河川が氾濫する可能性が高いのは川が蛇行してい
るところ、複数の川が合流するところです。建設予定
地は川が真っすぐに流れています。それでもハザード
マップでは浸水リスクが指摘されています。市は国や
県と連携をはかって洪水対策に努めていただきます
ように要望します。住民の不安を取り除くことも行政
の大切な役割です。



Topics

一般職の任期付職員の採用調査特別委員会が設置されました

3月定例会第5日（3月21日）に奥隆議員ら6名の議員より特別委員会設置に関する決議案が提出され、採決の結果、可決されました。

委員会の名称	一般職の任期付職員の採用調査特別委員会
委員会の定数	7名
委員会の目的	1. 前議員を参事（政策監）で一般職の任期付職員で採用した経緯を調査する。 2. 当該者の専門的な知識経験の根拠を調査し、検証する。

委員会構成	委員長 奥隆 副委員長 中川ゆり子 委員 南浦寿雄 廣澤孝英 西岡宏泰 八木勝光 多田與四朗
-------	--

賛成の意見

市の説明では、政策監は医療分野の知識や人脈、経営手腕などに優れているとされていますが、医師経験も行政経験もない中で、その専門性に客観的根拠がなく疑問が残ります。政策監は副市長と並ぶ重要な立場であり、本来なら行政経験や議会の承認、市民の信託が必要です。そうした経緯を経ずに重要施策を担うことは、民主主義の観点からも問題があり、情実人事の可能性も否定できません。よって、特別委員会を設置し、事実関係を検証すべきです。

反対の意見

宇陀市では人事委員会を設置できず、職員の採用権限は市長にあります。一般任期付き職員は筆記試験なしで選考することができ、任期は最長5年と法で定められています。議会では福祉文教常任委員会が1度調査を行いましたが、継続調査も可能です。政策監は副市長と並ぶ重要なポストであるならば、まずは本人から説明を求めるべきです。こうした手続きを経ずに特別委員会を設置することには賛成できません。議会は本来の役割を果たすべきです。



Topics

「岩清水地区の新クリーンセンター建設に反対する請願書」はみなし採択となりました

昨年9月議会に大宇陀岩清水地域の住民有志から提出されていた同請願は、継続審議となっていました。3月定例会福祉文教常任委員会の場で市長から「同地域でのクリーンセンター建設は、地元の同意が見込めないため、断念する。」と表明があり、請願内容が実現したことから、採決は行わずみなし採択となりました。

※みなし採択（みなしさいたく）

請願・陳情の内容が「既に可決した議案」や「同じ会期中に採択した請願・陳情」と同様のとき、その請願・陳情も「採択された」とみなすことです。今回のように、議決前に請願内容が実現したときもみなし採択とされます。



宇陀クリーンセンター（大宇陀岩清水）



松浦 利久子
議員

学校適正化基本計画について

Q 5年にわたり協議が続けられた学校の適正化ですが、適正化推進委員会でまとめられた答申が教育委員会に提出され、昨年12月に学校適正化基本計画が策定されました。令和9年4月から4地域の各学校は小中一貫校となり、榛原校区においては現小学校3校が統合される方針が出されました。この第一段階の計画は決定事項という認識で間違いないですか。

A 基本計画については、市と教育委員会での決定事項としてお示ししているものです。したがって、第一段階は決定事項というご認識で間違いありません。ただし、計画で決まった内容を具体的にどのように進めていくことについては十分に保護者の方々などとお話しながら円滑に進めていきたいと考えています。

Q 中学校が1学年10人以下の学級が出る時期までに4校ある中学校について最終段階の令和16年度までに全中学校は統合になると基本計画に示されています。答申には示されていない方針です。説明をお願いします。

A 生徒数の推移、アンケート結果、最適な教育環境の提供等を考え、中長期的視点に立って検討することから10年程度先を見据えた内容を検討し、お示しました。これは市と教育委員会として現時点での考えで決定ではありません。令和12年4月以降の検討期間で最終段階の内容を決定していくことになります。

学校給食及びオーガニックビレッジ宣言について

Q 調理業務が委託となった新給食センターですが、これまで取り組みされてきた地産地消の推進についてお聞きます。

A 調理業務が委託になっても食材の発注は以前と同様に市の栄養士が行っているため、引き続き地産地消を推進しており、通常必要な食材の費用とは別に予算を計上しています。令和5年度の地産地消率は目標の35%をほぼ達成しており、野菜やきのこと類だけでなく、宇陀ジビエファクトリーの鹿肉の活用にも取り組んでいます。

- 榛原小学校の統合が基本計画で示されていましたが、3月議会で榛原小学校と学童保育のための榛原幼稚園の改修の予算を多数の議員が認めなかったため、学校統合については現時点では未定です。



森田 明子
議員

女性に配慮したAEDに三角巾の配備及び情報のバリアフリー化について

Q 女性の傷病者に対して男性が救助を行う場合、高校生になると対応に男女で30ポイント以上の差が出るという現状があります。これを踏まえ、三角巾をAED（自動体外式除細動器）内に設置してはいかがでしょうか。

A 市の所管施設には59台のAEDが設置されています。その他に、県・警察・消防・民間施設に46台があり、総数105台へ三角巾を設置いたします。

Q AEDの設置場所は、どのように示されていますか。

A 「日本全国AEDマップ」に掲載しており、スマートフォン用のアプリでも確認できます。

带状疱疹ワクチンの公費助成と子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種について

Q 先般の国の審議会において、带状疱疹を予防接種法のB類疾病に位置づけ、令和7年4月1日より定期接種の対象とすることが決まりました。本市におい

て昨年6月に公費助成の要望を出しておりますが具体的な進捗状況を伺います。

A 令和7年4月より定期接種ができるよう準備を進めております。年度内に65歳を迎える方等。自己負担は生ワクチンで3千円、組換えワクチンは1回7千円、2回で1万4千円です。対象の方には個別に封書で通知いたします。

Q 子宮頸がん発症予防を目的としたHPVワクチンのキャッチアップ接種についてどのように周知しているのでしょうか。

A 対象者に個別に封書などで通知しております。

市民の負担軽減「おくやみコーナーの設置」について

Q おくやみハンドブックの進捗状況について伺います。

A 市民課では、分かりやすく見やすい手引書として「おくやみハンドブック」を改訂・配布予定です。あわせて「書かない窓口」を開始し、市民の負担軽減を図ります。今後は先進事例を参考に、「スマート窓口」や来庁不要のオンライン手続きの導入も検討していきます。



南浦 寿雄
議員

市内上水道事業に係る 現状と今後について

- Q** 宇陀市の水道事業は、4月1日から奈良県広域水道企業団として、県と26市町村で運営を開始。目的は施設統合と老朽化対策を進め、効率的な管理体制を築く。将来的には統一料金や災害時の相互応援体制も目指す。地域では漏水が複数発生しており、老朽化への不安の声も上がっている。
- ・市内上水道耐用年数の把握と現状
 - ・住民への情報公開の不足について
 - ・老朽化した管改修工事年次計画があれば、企業団に引き継がれているか。
 - ・修繕箇所等の窓口は、どうなるのか。

- A** 施設管理台帳システムにより15か所、浄水場104施設、管路延長594.2*。維持管理している。耐用年数経過は154.9*。随時更新している企業団に引き継ぐ。周知については、機会を通じて丁寧に説明する。計画立てて時点修正を行いながら、未普及地域の整備も併せ進めたい。施設耐震補強工事管路補強の重要度優先順位に基づき、補助金等を使って進めることになる。窓口は宇陀事務所となっている。

商店閉鎖が続く現状と買い物支援について

- Q** 最近、地域に密着した店舗の閉店が相次ぎ、地域経済や住民生活に大きな影響を与えている。原因は経営悪化だけでなく、昨年からの原材料費や光熱費、人件費の高騰を価格転嫁できない地域性に加え、高齢化や後継者不足も拍車をかけている。効果的な支援策を講じるため、地域のニーズを把握し、以下を質問。
- ・各地域の閉店件数を把握してるか。
 - ・緊急支援等方策検討しているか。
 - ・行政として相談窓口はあるか。
 - ・小規模店舗の経営改善や事業承継の支援対策について

- A** 閉店の件数5年で39件を把握、直近では商工会の情報しかない。緊急支援では連携し、設備運転融資対策案内等の支援を実施。小規模店舗の方にも商工業課窓口で気軽に訪ねていただきたい。経営改善や担い手相談、事業承継については引き継ぎ補助金活用してもらい再構築のための支援補助メニューの案内もさせていただいている。空き店舗対策制度でこれまで27件の利用がある。きめ細やかな対応を進める。買い物支援については、移動支援実証実験、民間買物代行支援、中小企業小規模振興基本条例により市民・事業所・市それぞれの立場で役割の中、施策検討していきたい。



亀井 雅之
議員

公共インフラの持続的な 整備・維持・活用について

- Q** 市民生活に欠かせない公共インフラの整備において、特に生活する上で重要となるのが市道の改修だと考えますが、令和7年度の実施計画について伺います。

- A** 令和7年度は、各自治会から要望されている舗装工事を中心に、付属する道路施設改修も必要であれば同時に対応する予定です。なお改修予定路線は、市道17路線で、地区別では、菟田野地域4路線で延長880m、舗装面積約4000㎡、大宇陀地域5路線で延長680m、舗装面積約3400㎡、榛原地域5路線で延長1470m、舗装面積約9400㎡、室生地域3路線で延長400m、舗装面積約2000㎡を計画しています。工法としては、舗装打ち替え工事を行います。

- Q** 旧町村時代から経年劣化が進む箇所の市内各種道路(国道・県道・市道・農道・林道など)の改良について、将来を見据えた市長の見解を伺います。

- A** 公共インフラの老朽化は、道路施設だけでなく喫緊の課題だと認識しています。

市内の国道、県道では「ならの道リフレッシュプロジェクト」の拡大と、対象路線の追加に期待を寄せています。

また、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化実施中期計画策定案の策定に対し、災害時に対応する広域支援に不可欠な陸海空の交通ネットワークの連携強化において、生活に直結する市町村道路の整備が重要であることを積極的に提案していきます。

災害に備えた 安全・安心な暮らしの実現について

- Q** 宇陀市の安全安心を守っていただいている消防団員に対して有効な新規事業「消防団マイカー保険加入事業」について伺います。

- A** 火災その他の災害出動中にマイカーを使用した場合、それに生じた対物・対人の損害を補償する制度で、すべての消防団員が対象となります。なお補償の対象となる消防団災害活動とは、火災や風水害などの災害、救助活動、災害時の特別警戒、捜索、誤報などの災害が発生した場合、または発生するおそれがある場合となっており、演習訓練、救急、広報などの防災啓発活動などは、対象になりません。



勝井 太郎
議員

職員の副業について

Q 従業員の副業解禁に踏み切る企業が増えています。宇陀市にゆかりのある企業では、ロート製菓が全面的に副業を解禁しており、勤務をしながらブルワリーを運営したり、コンサルタントとして活躍している事例もあります。

公務員の世界においても、国家公務員は大きな制約を受けますが、地方公務員については、家業として農業を営んでいる場合など、例外的に認められてきた事例があります。生駒市では地域貢献活動などを積極的に奨励し、副業解禁に舵を切っています。今後を見据え、宇陀市においても地方公務員法などを遵守しながら、副業をもっと奨励していくべきではないでしょうか。

A 地方公務員の副業については原則として禁止されていますが、報酬を得る事業や事務に従事することは市長の許可を得れば行うことができます。宇陀市では規則を定めて許可の基準を設けています。平成29年から地域貢献活動への参加を促進するために生駒市が基準を明確化しました。令和6年には大阪府が営利目的の副業も認める規則改正を行っています。宇陀市でも地域振興や優秀な人材確保のために制

度のあり方について検討してまいります。

Q 学校の部活動の地域移行など、地域で暮らす方々が子どもたちに積極的に関わっていくことが求められています。

市役所は仕組み上、職員を数年でローテーションさせて様々な部署に異動させます。職員の大多数は宇陀市か近隣に居住しています。彼らが地域で生き生きと活動できるようにサポートしてあげるべきではないでしょうか。

A 市民協働のまちづくりを進める点でも良いのではないかと思います。職員のスキルアップやモチベーション向上といったメリットが期待される反面、中立性の確保や利益相反、情報漏洩の懸念などのデメリットもあります。大阪府の取り組みは興味深く見ております。事例を参考に宇陀市なりの取り組み方はあるのではないかと考えております。

●意見

これからも人口減少が続く宇陀市では農業、小売業などでも担い手不足が起こる可能性があります。ルールを定めることで職員が地域で活躍できる下地ができます。ぜひ、規則改定に向けて検討を進めてください。



廣澤 孝英
議員

アントレプレナーシップ教育とまちづくりについて

Q 宇陀市でのアントレプレナーシップ教育とは、どのような教育か。

A アントレプレナーとは、起業家です。業を起こす、新しい事業を立ち上げて、会社などの法人を作るのがアントレプレナーです。宇陀市が今進めております。アントレプレナーシップ教育は、シッパがつきます精神がつきます。これは、起業家を育てるための教育ではなくて、起業家精神を持った子どもたちを育てる教育を進めようとしております。なぜ今このような教育を進める必要があるのかというところですが、今、ものすごいスピードで社会が変化している状況です。我々が持っている既存の知識とかスキルでは当然対応ができない、対応が難しくなっています。その中で、今この子どもたちに、これからの時代に求められる力を身につける必要があります。どういう力かと言いますと、それは、課題を発見したり、課題を解決したり、行動力をつけたり、あるいは他の方とコミュニケーションをとっていったり、何事にも恐れずチャレンジしていったり、あるいはリーダーシップをとっていったり、一方また協調性を持って何かをやっていったり、いろんな考え方を表現する力が求められており

ます。そういうものを身につけるための教育です。

Q 宇陀市のアントレプレナーシップ教育は座学ばかりなのか。宇陀市の現状と取り組みを知ってもらって、抽象的な教育ではなく具体的な課題を示してそれに対しての積極的な取り組みが必要ではないかと考えますが、宇陀市にあった教育という部分が必要ではないか。

A 座学ではなくていろんな行動をしながら地域課題を解決するいろんなスキルを身につけていく活動が大事だと考えております。アントレプレナーシップ教育の目的の一つが、地域課題を自分たちで考えて解決していくというところにあります。やはり地域を知らなければ課題も発見できない、地域の人と関わらなければその解決もできない、というところなんです。今、求められるのは、教員が課題を出すよりも、よいきっかけを与えていくことが大事なのではないかと思います。子どもたちが自分の目で見つけるというところが必要になってきます。





奥 隆
議員

昨年の農業委員会を開催しなかった事の実任について問う

Q 昨年の9月6日、13日、10月3日に宇陀市と農林水産省とが会議を行っていたのですが議会への説明とは大きく違う内容が発覚しました。

農水省に開示請求したところ議事録が出されました。内容は9月6日の会議で宇陀市に対して農業委員会が存在しないことは農業委員会法上あり得ないと指摘され、申請を受け付けていないのは行政手続法第7条違反に該当するとまで指導され、9月6日の会議では宇陀市HPの申請を受け付けていないという表現も訂正するよう指導されています。しかし、議会へは「農水省からは今後の対応などの提案は一切無かった」との説明でしたが、全く違う内容でした。この事は地方公務員法第33条信用失墜行為の禁止に抵触します。この会議の内容を金剛市長は法令違反も含めて熟知していますか。

A はい。行政手続法第7条違反に該当すると理解していました。

Q この一連の会議の内容について違法だと知りながらも宇陀市HPの訂正も行わず申請も行いません

でした。極めて許しがたい行為だと考えます。また、農水省に前農業委員は引続き行う義務があると指摘されても、法律にない「承諾を得ることが必要」と見解を示すようお願いしていますが、断られています。

以上のことから農業委員会を開催で出来ないのは、あたかも議会の責任に押し付け行政側を正当化しようとしたことが明るみに出ました。大きな問題は9月に農水省と会議を行い指導されていることを、9月議会で何の説明もないことは隠蔽していたと言わざるを得ません。この事で判明したことのひとつは議会で中立委員を否決したことで農業委員会が開催出来ないという事実はなくなったということです。

従ってHPの「議会の不同意により中立委員の任命を行うことが出来ず、7月20日以降、農業委員会がない状態となりました。」は宇陀市の誤認と認めている以上、間違った情報を掲載しているが削除は行わないのでしょうか。

A 正しいと考えていますが検討します。

●意見

問題として、行政手続法第7条違反に該当することを認識しながらも申請を受け付けなかったこと。議会に事実説明が一切無かったこと。



八木 勝光
議員

金剛市長の政治姿勢について

Q 【農業委員会問題】

農業委員選任否決を政争の具にして議会を悪者にし、多くの市民と農業委員に事実誤認の説明を繰り返し、市政を混乱させた市長と政策監の責任を問います。何故、そのような押し付けをしようとしたのですか。

A 上級庁に指導を仰いでいます。農業委員会法による、後任が決まるまでの前任者の継続には本人の承諾が必要とされています。

Q 市と農水省が行った会議の議事録では、議会の解釈が正しいと農水省は言っています。制度上前任者の承諾は不要で、農業委員会を開かない、案件の受付もしないのは、法令違反だと市を指導しています。市民世論を間違った方向に導こうとしたことへの反省と謝罪を求めます。

A 農業委員会法に則って適切に提案したことが否決されたので、次の手続に進むには理由が必要であり、全員協議会で質問しました。

●意見

市長は誤った法解釈で職員の正当な業務を妨げようとしたので、市政治倫理条例第4条1項4号に抵触します。政策監の誤った法解釈から今回の問題が始まっています。地方公務員法30条、33条違反の疑いがあります。今後調査特別委員会等で調査が必要です。

Q 【控訴について】

広沢議員が名誉棄損で市を訴えた裁判で同議員の訴えが認められ、一部勝訴しました。市はこれ以上の市政の停滞を招かないよう控訴を取下げのべきではないでしょうか。同議員は市が取り下げれば、自分も取り下げると通告しています。

A 代理人を通じての通告では、「とりあえず控訴します」と書かれています。裁判は命を懸けてやるものであり、「とりあえずの」表現はいかがなものかと。裁判は憲法に保障された権利であり、取下げをすすめるなど憲法に反する恐れがあるのではないのでしょうか。

●意見

その通告では「念のため」と書いてあります。「とりあえず」とはニュアンスが違います。詭弁です。

●その他の質問

学校適正化基本計画について



中川 ゆり子
議員

市長、副市長につぐ政策監という ポストを新設し、行政職経験のな い山本前議員を、特例条例で採用 したことについて

●意見

市長の裁量で採用可能な「特例条例」を用いる場合、人事院の規則（専門的な知識経験等を客観的な判定方法により検証しなければならない）を遵守する必要がある。しかし、前議員の採用について客観的な判定方法は具体的に示されず、情実人事（コネ採用）の疑いはないのかと、市内外から疑問の声が上がる。そこで、調査委員会を設置し調査したい。

2年後、榛原東小学校が廃校すると 庁内会議で決めたことについて

Q ①榛原東小学校区だけが、学校適正化推進委員会に委員を出していないが、これは問題なかったとお考えか。
②答申では榛原地域の統合は提示されたが、どの小学校廃校かは議論がなかった。保護者や地域の合意形成がなかったこのプロセスは、適切だったとお考えか。

A ①4地域の代表を4名とし問題はなかった。②それぞれ愛着のある学校の中でどこを残すかという難しい事案は、行政が決定する必要があると考えている。

●意見

①統廃合委員が公正に選ばれない場合も多いと専門家は指摘しているが、東小学校区だけを委員にしなかったのは、これに該当する。②文科省の手引きでは、統廃合に保護者・地域の合意が必要と明記されている。合意は難しいので行政が決めるとの発言は、文科省の手引きに反している。中学校を1つにする案も、合意形成が必要であり、中学校統合について、「新しい施設を提案すれば、保護者は大概納得する」との教育長の考えは残念でならない。

こども園に隣接する住民から設計見直しの請 願が出るほど、住民説明がおろそかだったこ とについて

Q ①市は近隣に説明せず事業を進めたのは間違っていたと認めたが、これは誰の方針か。②最近接住民4軒にさえ十分な説明がなかったが、周知方法は十分だったか。③こども園の1mの嵩上げにより、そこで受けるはずの水が近隣に流れるリスクを専門家が指摘している。市は問題ないとしたが、専門家に相談したのか。

A ①市長である。②十分ではなかった。③専門家には聞いていない。請願は真摯に受け止め、改善案を示したい。



西岡 宏泰
議員

榛原こども園の交通事情について

Q 通園方法と想定台数について。

A 定数は180名、入園意向調査では、98名、送迎バス21名（3台）自動車67名、徒歩10名です。

Q 駐車スペースを考えると園児バス、保護者の車両の時差登園も考えられているのか。

A 時差登園は必要であると考えています。保護者の送迎のピークタイムは8時15分から8時30分を想定しています。園児バスの登園時間を8時45分以降に5分間隔で設定することで、外部者と園児バスとの兼ね合いで、集中しないように配慮が必要と考えています。

Q 警察や道路管理者とはどのような事前協議をいつ頃行ったのか。

A 健康福祉部として、本年1月14日に桜井警察署交通課長と相談しました。主に「こども園への右折進入禁止について」と「その周辺への影響について」をご相談させて頂きました。建設部は、宇陀土木事務所と令和6年10月2日

に、また桜井警察署と令和7年2月26日に行い、市道下井足7号線の設計は宇陀市の計画で良いと判断を頂きました。

Q 設計変更が生じていますが、どのような変更をしましたか。

A こども園への出入り口を2か所にすると2月に行われた住民説明会で口頭で説明しました。

●コメント

市有地のうち道路や河川・水路敷地の管理をしており、これらに接する土地の所有者が境界の確認を必要とするときは、申請によって、関係地権者とともに境界立会を実施します。

官民境界は以下のものを総合的に検討し、関係者の合意が得られた場合に決まります。

- ①公図（法務局に備え付けのもの）
- ②旧図（現在の公図の基礎となったもので、法務局に備え付けのもの）
- ③地積測量図（法務局に備え付けのもの）
- ④施設の現況
- ⑤既設の杭（境石などを含む）
- ⑥市が用地買収した時の丈量図
- ⑦地元の人の話・関係者の主張
- ⑧公簿面積と実測面積などです。

議案と結果

付託先略称
即決：本会議即決
総務：総務産業常任委員会
福祉：福祉文教常任委員会
予算：予算審査特別委員会

全会一致の議案等

付託先	件名	結果	付託先	件名	結果
総務	宇陀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例及び宇陀市税条例の一部改正について	原案可決	予算	令和7年度宇陀市営霊苑事業特別会計予算について	原案可決
総務	宇陀市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇陀市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決	予算	令和7年度宇陀市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決
福祉	宇陀市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決	予算	令和7年度宇陀市介護保険事業特別会計予算について	原案可決
総務	宇陀市公共建築物整備基金条例の制定について	原案可決	予算	令和7年度宇陀市後期高齢者医療事業特別会計予算について	原案可決
総務	宇陀市企業版ふるさと納税基金条例の制定について	原案可決	予算	令和7年度宇陀市下水道事業特別会計予算について	原案可決
福祉	宇陀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び宇陀市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	予算	令和7年度宇陀市立病院事業特別会計予算について	原案可決 別紙のとおり 附帯決議あり
福祉	宇陀市保健センター条例の一部改正について	原案可決	予算	令和7年度宇陀市介護老人保健施設事業特別会計予算について	原案可決
福祉	宇陀市子育て支援センター条例の制定について	原案可決	総務	宇陀市道路線の認定について (市道下片岡2号線に係るもの)	原案可決
総務	宇陀市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について	原案可決	総務	宇陀市道路線の認定について (市道内牧八滝線に係るもの)	原案可決
総務	宇陀市水道事業の設置等に関する条例の廃止について	原案可決	総務	宇陀市道路線の認定について (市道無山3号線に係るもの)	原案可決
福祉	宇陀市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案可決	総務	宇陀市と奈良県との間の森林法に基づく事務の委託に関する規約の制定について	原案可決
総務	宇陀市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決	総務	奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について	原案可決
総務	宇陀市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	原案可決	即決	宇陀市教育委員会委員の任命同意について (令和7年3月28日任期満了に伴うもの)	同意
予算	令和6年度宇陀市一般会計補正予算(第8号)について	原案可決	即決	宇陀市公平委員会委員の選任同意について (令和7年3月28日任期満了に伴うもの)	同意
予算	令和6年度宇陀市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第4号)について	原案可決	即決	宇陀市農業委員会委員の任命同意について	同意
予算	令和6年度宇陀市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決	福祉	岩清水地区への新クリーンセンター建設に反対する請願書	採択
予算	令和6年度宇陀市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決	総務	宇陀市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について	継続審査
予算	令和7年度宇陀市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について	原案可決	総務	宇陀市政策監の設置等に関する条例の制定について	継続審査
			即決	宇陀市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	原案可決

[○賛成 ×反対 △退席 ▲除斥 一欠席]

賛否が分かれた議案の○×結果

付託先	議員名	結果
	中川 ゆり子	
	森田 明子	
	南浦 寿雄	
	奥 隆	
	井戸家 理夫	
	亀井 雅之	
	廣澤 孝英	
	松浦 利久子	
	西岡 宏泰	
	八木 勝光	
	勝井 太郎	
	多田 西四朗	
即決	× ○ × × ○ ○ ▲ ○ × × ○ ○	承認
総務	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○	原案可決
福祉	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ × ○	原案可決
福祉	○ × ○ ○ × × ○ × ○ ○ ×	※ 採択
即決	○ × ○ ○ × × ○ × ○ ○ ×	可決
即決	○ × ○ ○ × × ○ × ○ ○ ×	原案可決
即決	× ○ ○ × ○ ○ × ○ ○ ○ ○	同意
即決	○ × ○ ○ ○ × ○ × ○ ○ ×	原案可決

※議長のため表決権がありません。地方自治法116条の規定により、「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とあるため、一部表決に参加。

編集後記

編集委員 南浦 寿雄

名残り雪の中にも訪れる春の日。それぞれの旅立ちの3月、私たち議員も各地域の卒業式に出席し、共に感動の場面の連続でした。希望を持って歩む皆さま方にエールを送ります。一方東日本大震災から力強く復興されたにも拘らず、大船渡山火事で被災された皆さまにお見舞い申

し上げます。また、日本各地で発生している山火事に被災された皆さまにお見舞い申し上げます。胸が締め付けられる思いの中にも私たちは、それぞれが何を出来るかを自分事として捉えなければなりません。そして1日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

次回6月定例会

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
				本会議 (議案提案)		
8	9	10	11	12	13	14
	本会議 (議案質疑)	常任委員会	常任委員会		予算委員会	
15	16	17	18	19	20	21
				本会議 (一般質問)	本会議 (一般質問)	
22	23	24	25	26	27	28
		本会議 (討論・採決)	予備日			
29	30					

10：00開会（日程・時間等変更場合があります）